

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「適正なガス取引についての指針」の改定に関する建議について

平成 12 年 3 月に制定し、平成 29 年 2 月に改定を行った「適正なガス取引についての指針」(以下「本指針」といいます。)については、平成 29 年 4 月に整備された LNG 基地の第三者利用制度の利用を促進する観点から、その内容について見直しを行う必要があります。

については、本指針に関し、別添の新旧対照表のとおり改定を行うことについて、ガスの適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、ガス事業法第 180 条第 1 項の規定に基づき、貴職に建議いたします。